

合志市ホームページバナー広告表現ガイドライン

(目的)

第1条 合志市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、合志市広告掲載要綱（平成19年合志市告示第 号）及び合志市広告掲載基準に規定する事項のほか、アクセシビリティ及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

(広告物の形式)

第2条 掲載する広告は、バナー広告とする。

(サイズ、画像形式、容量)

第3条 掲載する広告のサイズ等は、特に指定のない限り以下の基準によるものとする。

- (1) サイズ縦 45ピクセル×横 193ピクセル
- (2) 画像形式JPEG、GIF(アニメーション可)
- (3) 容量 10KB 以下

(GIF アニメ)

第4条 GIF アニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

(禁止表現)

第5条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)

(市掲載情報との区別)

第6条 ユーザーが合志市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがある次のような表現を含む広告物は掲載しない。

- (1) 合志市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 「子育て支援」「生涯学習」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが合志市の事業であると錯誤しやすいもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

(色調)

第7条 文字色と背景色のコントラスト(明度差)は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

(解像度)

第8条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(聴覚的方法の併用)

第9条 視覚に障害のある閲覧者を考慮し、広告物に音声情報や音声ブラウザで読み上げる際の代替情報を付加するものとする。